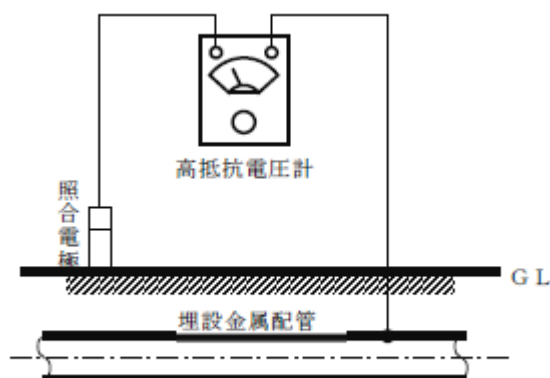


第 1 4 電氣的腐食のおそれのある場所

第 3 「製造所」 4 (1) テ (x) b の対地電位又は地表面電位こう配の基準値は、次に掲げるところにより 1 0 分間以上測定した場合において、対地電位にあつては、最大電位変化幅 5 0 m V 以上、地表面電位こう配にあつては、1 m 当りの最大電位変化幅 5 m V 以上とする。

1 対地電位測定

- (1) 対地電位は、配管の埋設予定場所の敷地内に存する既存埋設配管等を利用し、飽和硫酸銅電極又は飽和カロメル電極を照合電極として測定する（第 1 4 - 1 図参照）。

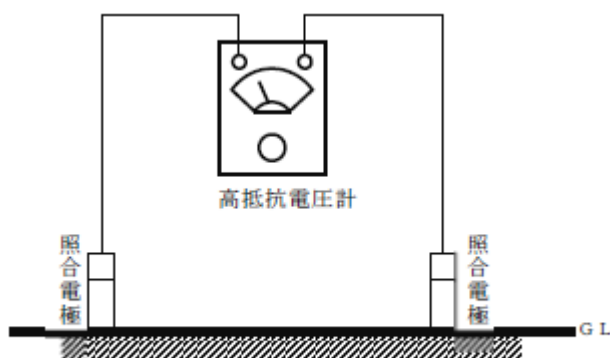


第14-1図 対地電位測定方法

- (2) (1)の測定は、既存埋設配管の直上部の地盤面上について、おおむね 1 0 m ごとの間隔で照合電極をあてて行うこと。この場合において、配管の埋設部分が 1 0 m 未満となる測定箇所は、当該埋設部分の長さに相当する間隔で足りる。
- (3) 迷走電流の影響が時間によって異なると思われる場所の測定は、直流電気鉄道に係る場所にあつては、測定場所を電車が通過している時間帯、その他にあつては、直流電気の消費されている時間帯において行う。

2 地表面電位こう配測定

- (1) 地表面電位こう配は、配管埋設予定場所の敷地の直角二方向について、飽和硫酸銅電極又は飽和カロメル電極を照合電極として測定する（第 1 4 - 2 図参照）。



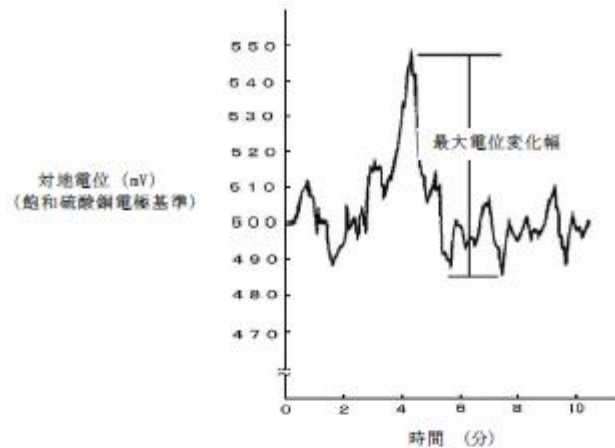
第14-2図 地表面電位こう配測定方法

- (2) 地表面電位こう配測定の際、照合電極の相互間隔は、おおむね10m以上の距離とする。
- (3) 迷走電流の影響が時間によって異なると思われる場所の測定は、1(3)の例による。
- (4) 地表面電位こう配の測定場所は、原則として地下配管埋設予定場所の敷地内とする。ただし、敷地内の全面が舗装されている場合は、当該敷地をはさむ外周を測定の場所として利用することができる。

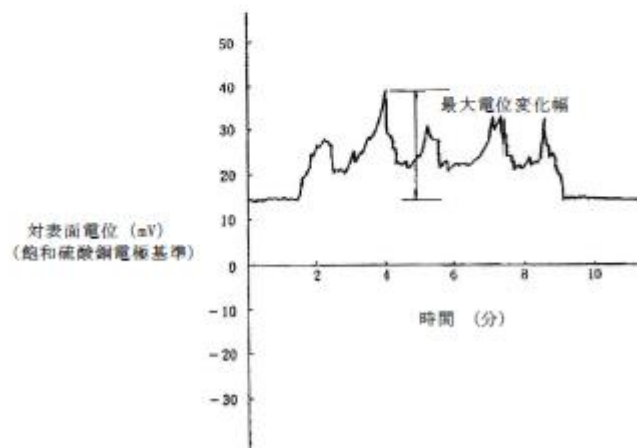
3 基準値のとり方

対地電位測定又は地表面電位こう配測定による電氣的腐食のおそれのある場所として判断される場合の基準値のとり方は、当面、次により行う。

1又は2の方法により測定を行った結果、それぞれ第14-3図又は第14-4図のような対地電位及び地表面電位こう配曲線が得られた場合の基準値は、測定時間内における最大電位変化幅（迷走電流の影響による最大電位と最小電位との差）とする。ただし、地表面電位こう配測定にあつては、直角二方向のいずれか大きい値による。



第14-3図 対地電位測定例



第14-4図 地表面電位